

団体営農村地域防災減災事業 事業実施計画策定業務委託（大口堤） 特記仕様書

1. 適用範囲

本業務は、「石川県調査関係共通仕様書」に準拠するほか、この特記仕様書によるものとする。

2. 業務の概要

本業務の概要は次の通りとする。

業務場所：能美市 大口町 地内

対象施設：大口堤

業務内容：令和9年度新規県営老朽ため池整備事業の採択申請に必要な計画概要書、および土地改良事業計画書の作成

3. 業務の打合せ

本業務の契約締結後、速やかに業務工程表を提出するとともに、次の時期に打合せを行うものとする。

- ・作業着手前
- ・中間時
- ・成果品納入時
- ・その他必要に応じ、随時実施

4. 作業留意点

- ・計画書作成時に参考とした数値等の根拠については、その出典もとを明示すること。
- ・石川県が開催する環境配慮協議会に向けて必要に応じて資料を作成すること。

5. 管理技術者

受託者は、管理技術者を定め、書面によりその氏名を委託者に通知するものとする。また、管理技術者を変更したときも同様とする。

6. 官公庁等の交渉

- ・受託者は、関係官公庁等に対して交渉する必要がある場合、または官公庁等から交渉を受けた時は、速やかにその旨を監督職員に申し出ること。
- ・受託者は、委託業務にかかる現地調査を行う際は、あらかじめ監督職員に申し出て地元生産組合等に対し連絡要請を行ってもらうこと。

7. 資料の貸与及び返還

- ・受託者は、委託業務を実施するにあたり、委託者等から図面及び関係書類等の貸与を受けることができるものとする。
- ・受託者は、委託業務が完了した時は、委託者等から貸与された図面及び関係書類等を直ちに返還しなければならない。

8. 成果品の納入

成果品の数量は、次の通りとする。

- ・計画概要書・環境配慮計画書 A4 4部
- ・土地改良事業計画書 A4 4部
- ・上記電子データ CD-R 1式

9. その他

- ・この仕様書に定めがない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、決定する。
- ・当該現地に立ち入る時は、農地及び周辺環境には十分注意し、支障のないよう対策を施されたい。また、これらに破損等与えた場合には受託者の責にて復旧すること。

10. 履行期限

本業務の履行期間は、令和9年2月26日までとする。